山口県ふるさと産業振興条例 逐条解説

山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれるとともに、長年にわたり培われてきた歴史と文化が存在していることから、地域の特性を生かした 農林水産業や中小の事業者による多彩な商工業が営まれる一方で、瀬戸内海沿岸地域を中心に、基礎素材型及び加工組立型の産業の集積が見られる。

このような様々な産業の事業者は、地域に根ざした経済活動を行うことによって、優れた生産物、製品等を産出し、県民の衣食住を支えるとともに、雇用及び所得の確保など地域経済の維持に貢献し、本県発展の礎として大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、経済のグローバル化、国民の価値観の多様化、少子・高齢化の進行等によって地域間の競争が激化しており、地域の活力への影響が懸念されている。

こうした時代にあって、地域の活力を高めて将来にわたり本県が持続的な発展を遂げるためには、県民がふるさとを愛しはぐくむ意識を持って、ふるさと産業の重要性について理解を深めるとともに、生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスを利用するなどの自発的な取組を進めていくことが重要である。

また、この取組は、安心で安全な県民生活の確保及び食料自給率の向上に資するとともに、生産物及び製品の輸送に伴い排出される二酸化炭素等の削減による地球温暖化の防止等に寄与することからも、推進されるべきものである。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、ふるさと産業の振興に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

本県の産業構造を俯瞰し、これら産業が果してきた社会的な役割を明確にした上で、本条例を策定する必要性を宣言・周知するために、特に前文を設けた。

・ 県内産業を「ふるさと産業」と総称することにより、身近な産業に対する県民への意識付けを図るとともに、県民自らの「ふるさとを愛しはぐくむ意識」による取組を期待している。

こうした県民の意思による自然発生的な取組を「自発的な取組」と規定し、行政 主導による一方通行的な取組を推進する趣旨ではないことを示した。

- ・ また、本条例による地産地消の取組によって、安心・安全な県民生活の確保や食料自給率の向上、また、フードマイレージ等の低減により地球温暖化や大気汚染等の環境への負荷の軽減が図られることを期待するとともに、この条例が現下の本県における政策課題や社会的要請に即応している旨を規定した。
- ・ なお、本条例は、県の地産地消の取組をさらに推進するとともに、県民や事業者の「ふるさとを愛しはぐくむ意識」によって地産地消が進むことを期待しているが、 県産品を消費又は利用するか否かは、県民や事業者の自主的判断において行われる ものであり、県産品の選択を強制したり、国外・県外製品を差別的に取り扱う趣旨 ではない。

(目的)

第一条 この条例は、地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

本条例の目的が、地産地消を推進することによって産業振興を図る趣旨であることを規定するとともに、前文の趣旨に従い、協働する県民、県、事業者及び関係団体にも役割や責務が発生することを明らかにした。

(定義)

- 第二条 この条例において「ふるさと産業」とは、県内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。
- 2 この条例において「県産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品
 - 二 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品
 - 三 県内で提供されるサービス
- 3 この条例において「地産地消」とは、県産品等を消費し、又は利用することをいう。
- 4 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又は地産地消の推進を目的とする団体をいう。

条例に必要な用語の定義を定めている。

- ・ 第1項の「ふるさと産業」は、産業のあらゆる分野において地産地消を推進する 本条例の趣旨から、業種及び事業者の規模を限定しない。
- ・ 第2項において、本条例の趣旨から、物品(第一号・第二号)のみならずサービス(第三号)も「県産品」として定義した。
 - 「物品」は、地産地消促進に係る他県条例で一般的である農林畜水産物に限定せず、 工業製品、伝統工芸品など、製造・加工物品も含むこととした。

また、県内産の物品を原材料として、県外の工場等により製造・加工される場合も想定されるが、製造・加工された物品の消費を促進することにより、県内生産の原材料の需要が高まり、産業振興が図られることは本条例の趣旨に合致する。したがって、第二号において県産の原材料をもとに県外で製造・加工された物品も含むことを規定した。

・ 第3項の「地産地消」とは、一義的には、県民や事業者が県産品を県内で消費又は利用することであるが、県民等が県外において県産品を消費又は利用することを 排除するものではない。

(基本理念)

- 第三条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、県、事業者、関係団体 及び県民による協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進され なければならない。
- 2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

条例の内容を定めるに当たっての基本となる理念を定めている。

- ・ 第1項は、県、事業者及び関係団体、県民の三者が協働・連携して地産地消に取り組むことが重要であることを規定するとともに、「ふるさとを愛しはぐくむ意識」を持って、自発的に行われることが必要である旨を規定している。
- ・ 第2項は、本条例による地産地消の推進によりもたらされるべき効果について規 定している。

本条例は、前文に規定するように、地産地消の取組により、「将来にわたり本県が持続的発展を遂げる」ことを期待している。このためには、「人、物、情報の交流」を進め、地域内の経済循環、さらには、経済の発展的拡張・高度化など、経済を活性化し、経済の成長につなげていかなければならない。これによって、県産品の需要拡大と事業者の育成を図っていくことを規定している。

(県の責務)

- 第四条 県は、国、市町、事業者、関係団体及び県民と連携を図りながら、行政の 各分野において、地産地消に関する施策を講ずるものとする。
- 2 県は、事業者、関係団体及び県民が自発的な意思により地産地消に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 第1項は、事業者や県民のニーズに沿った施策を推進するため、意見・情報交換 の場を設定するなど、より連携を図りながら、行政の各分野において担当部局が、 主体的に地産地消に関する施策を推進すべきことを規定している。
- このことにより、地産地消に関する県の関係部局や具体的な取組は、多面的、かつ、広範に及ぶことになり、議会側では、各々の委員会等において検証しながら、必要に応じ施策提案をしていくこととしている。したがって、部局横断的な組織体制の整備や、議会への年次報告については規定していない。
- ・ 第2項は、地産地消の取組が一過性に終わることなく、県民運動的な取組が将来 にわたり持続的に取り組まれるよう、県に気運醸成等の措置を講ずべきことを規定 している。

(事業者及び関係団体の責務)

- 第五条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の 意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるも のとして成長するよう努めるものとする。
- 3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。
- 4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。
- 5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力 するよう努めるものとする。

地産地消を進めるために、事業者及び関係団体が果すべき責務を規定している。

第1項及び第2項は、地産地消を進める前提として、事業者が当然に果すべき責務を規定している。

- ・ 第1項は、生産物や製品等が県産品であることについて、県民への積極的なPRを求める。また、県民の理解と信頼を得るため、消費者の視点を重視した良質で、安心・安全な県産品づくりを強化するとともに、生産性を向上させ、安定供給できるよう体制整備を求める趣旨である。
- ・ 第2項は、事業者の熱意と自助努力により、自らの産業を活性化させるとともに、 県民ニーズに沿った商品づくりにより、ふるさと産業が多様で活力ある成長ができ るように努めるべきことを規定している。

第3項、第4項及び第5項は、地産地消により事業者等は恩恵を受けることを前提に、相応の社会的責務を負うべきことを規定している。

・ 第3項は、事業者相互が負うべき責務である。

基本理念(第三条)第2項の「人、物、情報の交流」を、事業者の責務として実践すべき旨を規定している。事業者が相互に県産品や事業者を利用(請負、下請けを含む)するよう配慮し、連携することにより、地産地消の相乗効果や波及効果が発現するように求める趣旨である。

・ 第4項は、地産地消が県民の理解を得て行われることから、県民や地域社会に対し、責務を果すべき旨を規定している。

事業者は、事業活動にあたり、省エネルギー等の地球温暖化対策などの推進、騒音・廃棄物等の発生抑制、リサイクルの推進など環境への配慮を行うことや、地域社会と一体となって、環境美化、防犯・防災、まちづくりなどの地域貢献を通じ、地域社会との信頼関係を築きながら、地域の発展に努めるように求める趣旨である。

第5項は、事業者には、行政が行う「ふるさと産業の振興に関する施策」全般について、協力義務があることを規定している。

(県民の役割)

- 第六条 県民は、ふるさと産業の振興が県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、自ら進んで県産品等を消費し、及び利用するよう努めることによって、地産地消の推進に積極的な役割を果たすものとする。
- 2 県民は、県が実施する地産地消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

県民への意識啓発を行い、自発的な取組を促す(基本理念参照)趣旨であり、 強制や規制を課す目的でないため、「責務」ではなく、「役割」としている。

- ・ 第1項は、「ふるさと産業」が果している重要性を県民が理解し、消費者の立場で、県産品を身近に感じ、利用等をすることによって、地産地消推進に積極的な役割を果すこと求める趣旨である。
- ・ 第2項は、地産地消の推進に当たり、消費者である県民の役割は大きく、県民の 協力は欠かせないことから、施策への協力を求める趣旨である。

(基本的施策)

- 第七条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策 を講ずるものとする。
 - 一 観光の振興、農山漁村との交流等の取組を促進することにより、事業者と県民との相互理解の増進を図ること。
 - 二 ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。
 - 三 地域に存在する資源を活用した創業及び新たな事業分野の開拓を促進すること、資金調達を円滑化すること等により、中小企業の育成及び支援を図ること。
 - 四 産学公の連携(事業者、大学、県等の相互の連携をいう。)並びに農商工等の連携(農林漁業者と中小の事業者等との相互の連携をいう。)による研究開発及び多様な技術の交流により、県産品等を活用した新商品の開発及び販売先の拡大を図ること。
 - 五 ブランド化(地域に存在する資源を活用して物品の付加価値を高め、情報発信力及び競争力の面で優位性を持つことをいう。)を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承及び発展を図ること。
 - 六 地域の特性を生かした企業立地を促進し、次代を担う産業の集積を図ること。 七 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食、学校給食等への利 用を促進すること等により、県内で生産され、採取され、又は水揚げされた農 林水産物の需要の拡大を図ること。
 - 八 需要に応ずるための産地の育成及び拡大並びに資源の維持及び確保を図ること。
 - 九 県内で生産された木材の利用、間伐材その他の未利用の森林資源の利用及び 森林バイオマスエネルギー(森林資源から得られるエネルギーをいう。)の利 用の促進を図ること。
 - 十 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県産品等の活用を図ること。

地産地消に係る施策のうち、県が取り組むべき基本的な施策・措置を規定している。

- 第一号:交流による相互理解の増進に関する施策
- ・ 第二号から五号:産業の共通課題に関する施策
- ・ 第六号:商工業に関する施策
- ・ 第七号から九号:農林水産業に係る関する施策
- ・ 第十号:公共調達に関する措置
- ・ 第一号は、地産地消の促進のために、事業者(生産者)と県民(消費者)との交流による相互理解の増進を図ることを求める趣旨である。

その手法として、観光や、各種ツーリズム、産直販売、収穫体験など農山漁村との交流や、施設見学会、ものづくり体験などが考えられる。

また、観光や農山漁村との交流を進めることにより、県産品の消費が促進されるなどの効果が期待できる。

- ・ 第二号は、産業全般において就業機会と労働力を確保するため、一次産業の担い 手や経営体の育成のほか、女性・高齢者・障害者等の活用、伝統工芸における後継 者の育成、若者の県内就職、次世代技能者の育成など、各種対策を求める趣旨であ る。
- ・ 第三号は、中小企業は、地域に根づき、地域経済を支える重要な役割を担っていることから、地域資源を活用した創業・新事業展開や資金調達など、企業ニーズを 踏まえ、中小企業の育成、支援を求める趣旨である。
- ・ 第四号は、産学公(企業、大学・高専、公設試験研究機関等)や農商工その他の 産業が共同で、高度な技術と専門知識を生かした研究活動や交流を進めることで、 異業種や他産業のノウハウを商品開発と販路拡大に結びつける取組を求める趣旨で ある。
- ・ 第五号前段では、農林水産物での個別ブランド化の一層の推進と他の産業分野での検討を求める趣旨である。地域資源(農林水産物、鉱工業製品、技術、自然、歴史、文化など)の付加価値を高めてブランド化を図るためには、高品質化や生産の安定化に向けた努力や原材料のこだわりなど、様々な取組を要することから、これらの取組を通じ、技術力等の向上・蓄積が図られるとともに、県民にとって県産品を身近に認識する一助となるものであることや、他地域との競争力をより強くすることを求めるものである。

また、後段では、地域の風土と長い歴史の中で培われた伝統の匠の技を後世に伝えるために、伝統的工芸品(萩焼、大内塗、赤間硯)を始め、大理石、手すき和紙等の伝統工芸の振興を求める趣旨である。

- ・ 第六号は、産業構造や立地環境などの特性を生かして企業誘致を推進することにより、地球温暖化問題等に対応する省エネ・省資源技術を核とした、LED、自動車、太陽電池関連分野などにおける環境負荷低減型の次代型産業の集積を図ることを求める趣旨である。
- 第七号は、県産農林水産物を原材料とし、生産と加工・流通が一体となって、県 民の食生活への浸透を図ることにより、需要拡大を求める趣旨であり、食品産業と

は、食品を扱う二次、三次産業(流通、加工、小売、外食等)を指す。

- ・ 第八号は、需要に安定的に応えるために、産地づくりや、森林・水産資源などの 資源の維持、確保を求める趣旨である。
- ・ 第九号は、民間住宅や公共施設における木材の地産地消と、間伐材や竹林などの 未利用森林資源の活用、エネルギーの地産地消社会システムの確立に取り組むこと を求める趣旨である。
- ・ 第十号は、県内事業者は、地域経済、雇用を支える重要な役割を担っていることから、建設工事等の発注や、物品、役務の調達に当たって、事業者の地域社会への 貢献や県施策への協力の状況などの価格以外の要素も加味した発注方法等により、 受注機会の確保と県産資材(物品)の活用を求める趣旨である。

なお、具体的な事業者の選定、発注方法については、国際的な約束や法令等を踏まえた各部局の制度によるものとなる。

(市町、事業者等に対する支援)

- 第八条 県は、市町が実施するふるさと産業の振興に関する施策並びに事業者、関係団体及び県民が行う地産地消に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 各種情報の提供や、県の研究機関による技術支援など、県ぐるみの自発的な取組 を進めるための県の支援について責務を規定している。

(広報活動)

- 第九条 県は、ふるさと産業の振興に資するため、地産地消に対する県民の理解及 び関心を深めるための広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 地産地消に対する県民の意識を高める必要があり、県の広報は大きな役割を担う。 また、県民への意識付けをするために、各担当部局において、物産展、展示会など のPRの場の設定や、食育の推進など、様々な措置を行なうべき旨を規定している。

(財政上の措置)

- 第十条 県は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の 措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ ふるさと産業を振興するための施策の推進に当たっては、財政上の裏付けが必要 であり、必要な予算措置に努めるべき旨を規定している。